点検・評価制度の概要

1 実施根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会 は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を 行い、その結果を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられているこ とに伴い実施するものである。

2 月的

教育委員会は、首長から独立した合議制の組織であり、生涯学習、地域の学校教 育、社会教育、文化等の幅広い教育行政における基本方針を決定し、それに基づい て教育長が事務局を指揮監督し具体の事務を執行するものである。

本報告書は、上記基本方針に基づいて行われた教育行政の執行状況について、点 検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、地域住民へ の説明責任を果たすことを目的としている。

3 対象事業の考え方

今回の点検・評価は、平成27年度事業とし、「第2次名護市教育振興基本計画 (平成26年度~30年度)」を基本として、具体的施策名ごとに位置付けられている 主な取組について対象とした。ただし、経常的で評価にそぐわない項目及び既に完 了した施策については除いた。

名護市教育行政点検・評価に係る学識経験者懇話会の設置

点検・評価を行うに当たって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条 第2項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する方の知見の活用を図るため、 名護市教育行政点検・評価に係る学識経験者懇話会(以下、「懇話会」という。) を設置した。

なお、懇話会会員の委嘱に当たっては、学校教育、社会教育及び教育行政分野の 識見を有する方を以下のとおり選任した。

- 〇 太田 佐栄子氏:沖縄工業高等専門学校准教授
- 末吉 司氏:NPO法人北部地域ITまちづくり協働機構(HICO)理事長
- 〇 大城 美樹雄氏:名桜大学准教授

5 評価方法

具体的施策ごとに4つの項目と総合評価を設定した。総合評価は、教育委員会に よる内部評価に加え、懇話会による外部評価を加えることで、評価の客観性を確保 した。なお、各項目の評価基準及び総合評価基準については、次のとおりである。

(1) 各項目の評価基準

- 目的及び平成27年度の現状に対して、平成30年度の目標設定は適切か ア 適切である イ 適切でない
- 平成30年度の目標達成のために、平成27年度の目標設定は適切か ア 適切である イ 適切でない
- 平成27年度の目標達成のために行った取組概要は効果的だったか ア 効果的である イ 効果的でない
- ・平成27年度に得られた成果及び反省点の表記は適切か ア 適切である イ 適切でない

(2) 総合評価基準

上記、4つの各項目を基準として踏まえ、アの数を基に下記の4段階で内部 評価・及び外部評価を行った。

総合評価	評価の基準
Α	アが4
В	アが3
С	アが2
D	アが1か0